

領 収 書

2017年06月17日

西崎翔 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
 下記の金額正に領収いたしました。
 何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 88,500円 (税込)

納品期日 1 営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC13451915	品名：西崎つばさレポート11号 A4 / 両面4色 / コート90 / 40,000部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	88,500	88,500
合 計				88,500

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
 印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
 ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

西崎つばさ レポート

2017 年 6 月 20 日 発行 編集部：〒152-0002 目黒区目黒本町 6-15-3
TEL 090-1796-5099 FAX 03-4330-1880 MAIL office@n283.com



たばこをめぐる、最近の議論。

今回は怒っています。受動喫煙防止法案が、今年の通常国会に提出すらされなかったからです。たばこの好き嫌いではなく、立法事実（≡その法律が必要である理由）が明らかであるにも関わらず、半年もの期間をかけて先送りした姿勢に怒っているのです。まさに、「決められない政治」の典型です。

■ なぜ法律が必要なのか

屋内原則禁煙への動きには、東京オリパラに向けて、喫煙ルールを世界の潮流に合わせようという背景があります。I O C（国際オリンピック委員会）は 2010 年、WHO（世界保健機関）と「たばこのないオリンピック」の推進に合意しています。

しかし、それだけではありません。2016 年 8 月、厚生労働省は「たばこ白書（喫煙の健康影響に関する検討会報告書）」を改定し、受動喫煙のリスクのうち、肺がん・虚血性心疾患・脳卒中・喘息（の既往）・乳幼児突然死症候群などについて、十分な科学的証拠があると指摘しています。また、鼻腔がんや乳がんなど数多くの疾患についても因果関係が示唆されており、「国民の喫煙関連疾患を防止するために、（中略）喫煙室を設置することなく屋内を 100%禁煙化を目指すべきである」と述べています。

つまり、受動喫煙を防がなければ、国民に健康被害が生じると結論づけているのです。

■ 反対派の論拠は不明

白書は喫煙の経済的影響にも触れ、2005 年の 1 年間のたばこの売り上げや税金といった正の影響が 2.8 兆円であるのに対し、医療費など負の影響は 4.3 兆円にのぼり、「総じて負の影響が大きくなる」と報告しています。

また、飲食店などへの影響についても、先行国では「屋内全面禁煙化によるマイナスの経済影響は認められなかった」と、国際がん研究機関の調査を引用しています。

これらに反論する有力な根拠は、これまで聞いたことがありません。感情的な議論で、国民と訪日客の健康を犠牲にするつもりなのでしょうか。

■ 舞台は東京都議会へ

次なる希望は、東京都独自の条例に託されそうです。都議選に向けた各党の公約を比べると、ほとんどが屋内禁煙の条例制定を掲げています（裏面に比較表を掲載）。

余談ですが、選挙結果がどうであれ、これで条例を制定できなければ、マニフェストならぬ詐欺フェストと呼ばれても仕方ありません。都議会が本当に変わるか、試されていると言えます。

■ では、目黒区は？

喫煙に対する区の取り組みは、大きく分けて 2 つあります。1 つは、屋内禁煙や時間禁煙、完全分煙を推奨する「たばこグッドマナー店」の登録。もう 1 つは、ポイ捨て防止条例に基づく歩行中および一部路上での禁煙です。

もし、屋内禁煙が法律または条例化されるのであれば、後者のルールを見直す必要があると思います。というのも、世界の潮流に合わせるのであれば、受動喫煙を回避できる屋外の喫煙は、むしろ容認していくという考え方も有り得るからです。

たばこが法律で認められており、愛煙家も多い中で、吸える場所を極端に奪うのも不当です。いま議論されるべきは、たばこの排斥ではなく、受動喫煙による健康被害を防ぐ方法なのです。

皆さまのご意見をお寄せ下さい！ office@n283.com

西崎つばさ
プロフィール

33 歳、1 児の父。円融寺幼稚園、向原小、九中、都立青山高校、東京外語大英語科 卒業。目黒雅叙園に勤務後、手塚よしお秘書。その後、蓮舂秘書。2015 年 4 月、目黒区議選 初当選（2 位・最年少）。文教・子ども委員会所属。

解説 受動喫煙を防ぐ法令が必要な理由

■ WHOとIOCの合意

WHOとIOCは、たばこのないオリンピックなど、健康的な生活の推進に協力する。

(WHO サイトから、関連部分を抜粋および翻訳)

2004年のアテネ以降、夏季五輪の開催地は全て、受動喫煙を防止する法令を定めており、飲食店も禁煙としています（北京のみ分煙）。



■ 「たばこ白書」が指摘したリスク

レベル1：科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である

<大人>

脳卒中、臭気・鼻への刺激感、肺がん、虚血性心疾患

<母子>

乳幼児突然死症候群（SIDS）

<小児>

喘息の既往

レベル2：科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない

<大人>

鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、呼吸器症状、呼吸機能低下、喘息、慢性閉塞性肺疾患

<母子>

低出生体重、胎児発育遅延

<小児>

喘息、呼吸機能低下、咳・痰・喘鳴・息切れ、中耳疾患、虫歯

これらは、あくまでも受動喫煙による健康への影響評価の抜粋です。喫煙者本人のリスクがさらに高くなっていることは言うまでもありませんが、たばこ自体の規制といった議論には、もう少し時間が必要でしょう。ただ、たばこの価格見直しや健康警告表示義務の強化は、検討すべきかも知れません。

期待 都議選に向けた各党のマニフェスト比較

	概要	詳細	罰則	その他	期限
都ファースト	受動喫煙防止条例をつくる	職場・公共の場所での屋内での禁煙を徹底	あり	子どもを受動喫煙から守る条例をつくる	
自民	受動喫煙防止条例を制定	原則、屋内全面禁煙	あり		
公明	受動喫煙防止条例を制定	原則、屋内全面禁煙	あり		
共産	受動喫煙防止条例をつくる	屋内の公共空間と職場を全面禁煙	あり		
民進	都独自の禁煙条例を制定	公共施設は全面禁煙 学校や病院は、敷地内も含めて全面禁煙	あり	禁煙する人を支援 歩きタバコ禁止	2019年まで
ネット	受動喫煙防止条例を制定	例外は設けず、屋内完全禁煙 私的空間についても、リスク防止の努力義務	あり	屋外対策も同時並行 子どもを受動喫煙から守る条例をつくる	
維新	屋内全て原則禁煙	未成年入店禁止の店で、喫煙表示がある75㎡以下の店を除き、飲食店は禁煙			2年以内に規制を見直す

各党とも、屋内禁煙の方向性は一致しているので、改選後すぐにでも制定へ向けた作業を始められるはず。知事提案ではなく議会提案で成立させて、新しい都議会の矜持を見せて欲しいところです。

議論 目黒区はどうすべきか？

東京都の動きが見込まれる中、目黒区が独自条例を制定する必要はありません。そして、もし屋内禁煙が定められると、「たばこグッドマナー店の登録」は役目を終えることになります。一方で、喫煙者は外に出ることになるため、駅周辺を中心に路上喫煙を禁止している現状のルールに無理が生じてくると思われます。

そこで、路上喫煙禁止区域を解除し、灰皿のある場所（携帯用も含む）での喫煙を認めてはいかがでしょうか。ただし、歩きタバコは引き続き禁止し、罰則を設けます。ポイ捨ての罰則も強化し、街の美化にも留意します。

もちろん、様々な考え方があると思いますので、皆様からのご意見をお寄せいただければ幸いです。

なお、私自身はかなりの嫌煙家です。

西崎案

- ・ 歩行喫煙禁止はそのまま（罰則を検討）
- ・ 路上喫煙 OK に（現在の禁止区域を解除）
- ・ ポイ捨ての罰則を強化

<参考：予算特別委員会（2017年3月16日）での質疑>



西崎

国の動き（当時）に合わせて、路上喫煙禁止を見直す可能性はあるのか。



課長

路上喫煙を全面禁止するつもりはない。事業者と連携した指定喫煙所の設置を模索したい。